○法務省令第二十六号

出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二条の二第三項の規定に基づき、出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十日

法務大臣　齋藤　健

出入国管理及び難民認定法施行規則の一部を改正する省令

出入国管理及び難民認定法施行規則（昭和五十六年法務省令第五十四号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
別表第二（第三条関係）	**別表第二**（第三条関係）
在留資格 / 在留期間	在留資格 / 在留期間
［略］	［同上］

改正後	改正前
特定技能	特定技能
一　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者にあつては、一年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間	一　法別表第一の二の表の特定技能の項の下欄第一号に掲げる活動を行う者にあつては、一年、六月又は四月
二　［略］	二　［同上］
［略］	［同上］

備考　表中の［　］の記載は注記である。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○国土交通省令第四十号

海上交通安全法（昭和四十七年法律第百十五号）第三十条第一項、第三十三条第一項及び第四十七条第二項の規定に基づき、海上交通安全法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

令和五年四月二十日

国土交通大臣　斉藤　鉄夫

海上交通安全法施行規則の一部を改正する省令

海上交通安全法施行規則（昭和四十八年運輸省令第九号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付し又は破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（権限の委任）	（権限の委任）
第三十二条　（略）	第三十二条　（略）
2～10　（略）	2～10　（略）
11　管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上交通センターの長に行わせるものとする。	11　管区海上保安本部長は、次の各号に掲げる権限を当該各号に掲げる海上保安監部、海上保安部、海上保安航空基地又は海上交通センターの長に行わせるものとする。
一・二　（略）	一・二　（略）
三　法第三十三条第一項並びに法第三十四条第一項及び第二項の規定による権限	（新設）
イ　東京湾海上交通センター（東京湾アクアライン周辺海域に係るものに限る。）	
ロ　大阪湾海上交通センター（関西国際空港周辺海域に係るものに限る。）	
四　法第三十六条、法第三十八条第一項及び法第三十九条の規定による権限　東京湾海上交通センター	三　法第三十三条第一項、法第三十四条第一項及び第二項、法第三十六条、法第三十八条第一項並びに法第三十九条の規定による権限　東京湾海上交通センター
五　（略）	四　（略）
別表第三（第二十三条の二関係）	別表第三（第二十三条の二関係）

航路の名称	海域
（略）	（略）

航路の名称	海域
（略）	（略）